

議第103号

呉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
呉市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

呉市個人情報の保護に関する法律施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。
(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関（市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区（呉市財産区管理会条例（平成17年呉市条例第50号）第2条第1項に規定する財産区をいう。）をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務において対象となる個人の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、個人情報取扱事務のうち、法第75条第2項の規定により個人情報ファイル簿の作成を要しないこととされる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号の個人情報ファイルを除く。）を使用するものについては、適用しない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等を行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から29日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第7条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求があった日から29日以内に、訂正決定等を行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から59日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から29日以内に、利用停止決定等を行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止請求があった日から59日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第11条 法第119条第3項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

- 2 法第119条第4項の手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(法第129条に基づく審議会への諮問)

第12条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条の呉市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審議会の設置)

第13条 次に掲げる事務を行わせるため、呉市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び呉市

議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年呉市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条の規定による諮問（以下これらを「審査請求に係る諮問」という。）に応じて調査及び審議をすること。

(2) 前条の規定による諮問及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問（以下これらを「施策に係る諮問」という。）に応じて調査及び審議をすること。

（組織及び運営）

第14条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査請求に係る審議会の調査権限）

第15条 審議会は、審査請求に係る諮問の調査及び審議を行うために必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関及び議会をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第16条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第17条 審議会は、第15条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人

等（審査請求人，参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし，第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき，その他正当な理由があるときは，この限りでない。

- 2 審議会は，前項の規定による送付をしようとするときは，当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし，審議会が，その必要がないと認めるときは，この限りでない。

（審査請求以外の事務に係る審議会の調査権限）

第18条 審議会は，施策に係る諮問の調査及び審議を行うために必要があると認めるときは，実施機関の職員，議会の事務局の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は実施機関及び議会に対し，資料の提出を求めることができる。

（運用状況の公表）

第19条 市長は，毎年1回，各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ，公表しなければならない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。
（呉市個人情報保護条例の廃止）
- 2 呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号。以下「旧条例」という。）は，廃止する。

（経過措置）

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第9条第3項の規定による職務上知り得た又は同項に規定する事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない義務については，前項の規定の施行後も，なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち，同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務（旧個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う当該旧個人情報の取扱いに係る事務を含む。）に従事していた者

- 4 付則第2項の規定の施行の日前に旧条例第11条，第25条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示，訂正

及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、付則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を付則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 付則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 付則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た付則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 付則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

8 付則第2項の規定の施行の際現に旧条例第40条第1項の規定により置かれた同項に規定する呉市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第14条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 付則第2項の規定の施行の際現に旧審議会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第41条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、付則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

10 付則第2項の規定の施行の際現に旧条例第37条第1項の規定によりされている旧審議会への諮問については、施行日に、審議会に諮問されたものとみなす。

（呉市情報公開条例の一部改正）

11 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公文書の公開義務) 第9条 実施機関は、公開請求があった場合は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているとき	(公文書の公開義務) 第9条 実施機関は、公開請求があった場合は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているとき

を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)～(7) 略

(他の法令による公開の実施との調整)

第10条の6 実施機関は、他の法令（呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）を除く。）の規定により、公開請求者に対し公開請求に係る公文書が第8条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 略

を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)・(2) 略

(2)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3)～(7) 略

(他の法令による公開の実施との調整)

第10条の6 実施機関は、他の法令（個人情報保護に関する法律を除く。）の規定により、公開請求者に対し公開請求に係る公文書が第8条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 略

(呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

12 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人情報等の取扱い) 第11条 指定管理者は、公の施設の管理を行うに当たっては、 <u>呉市個人情報保護</u>	(個人情報等の取扱い) 第11条 指定管理者は、公の施設の管理を行うに当たっては、 <u>個人情報の保護に</u>

<p>条例（平成19年呉市条例第2号）を遵守し、個人情報その他の業務上知り得た秘密（以下この条において「個人情報等」という。）の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報その他の業務上知り得た秘密（以下この条において「個人情報等」という。）の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

（呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

13 呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償に関する条例（昭和22年呉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条の2 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）第41条第4項</u>の規定による求めに応じて出頭した者</p>	<p>第1条の2 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第 号）第18条</u>の規定による求めに応じて出頭した者</p>

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正により同法の規定が地方公共団体の機関にも適用されることとされたことに伴い、呉市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。